

津山市工事請負契約約款 新旧対照表

新	旧
<p>(総 則)</p> <p>第1条 発注者及び受注者は、頭書の工事の請負契約に関し、この契約書、津山市契約規則（平成6年津山市規則第5号、以下「契約規則」という。）、並びに別冊の図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。）の定めるところにより、この契約を信義に従い誠実に履行するものとする。</p> <p>2 この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、仮設、施工方法等の工事目的物を完成するために必要ないっさいの手段については、受注者がその責任において定めることができる。</p> <p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 発注者は、受注者の施工する工事と発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に關係する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p> <p>(工程表及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 受注者は、設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、請負代金の額が500万円以内又は工期が90日未満の工事請負にあっては、発注者の承認を得て、これを省略することができる。</p> <p>2 発注者は、受注者に対し、特に必要があると認める場合は、設計図書に基づき請負代金内訳書の提出を求めることができる。</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付</p> <p>(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証</p> <p>(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において</p>	<p>(総 則)</p> <p>第1条 発注者及び受注者は、頭書の工事の請負契約に関し、この契約書、津山市契約規則（平成6年津山市規則第5号、以下「契約規則」という。）、並びに別冊の図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。）の定めるところにより、この契約を信義に従い誠実に履行するものとする。</p> <p>2 この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、仮設、施工方法等の工事目的物を完成するために必要ないっさいの手段については、受注者がその責任において定めることができる。</p> <p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 発注者は、受注者の施工する工事と発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に關係する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p> <p>(工程表及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 受注者は、設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、請負代金の額が500万円以内又は工期が90日未満の工事請負にあっては、発注者の承認を得て、これを省略することができる。</p> <p>2 発注者は、受注者に対し、特に必要があると認める場合は、設計図書に基づき請負代金内訳書の提出を求めることができる。</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付</p> <p>(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証</p> <p>(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において</p>

「保証の額」という。)は、請負代金額の 10 分の 1 以上としなければならない。

3 受注者が第 1 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 48 条第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の 1 に達するまで、

発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、契約金額の増減が 1,000 万円以内の場合、発注者又は受注者から増減の請求がない場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡の禁止等)

第 5 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工事製品を含む。以下同じ。）のうち第 12 条第 2 項の規定による検査に合格したもの（以下「検査済工事材料」という。）及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保のために供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払い等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第 1 項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第 1 項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、また発注者に書面によりその使途を疎明しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第 6 条 受注者は、工事の全部若しくは主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(一部下請負)

第 7 条 受注者は、工事の一部を下請負に付したときは、下請負人選定一覧届出書を発注者に提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第 8 条 受注者は、工事の施行に特許権その他第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わな

「保証の額」という。)は、請負代金額の 10 分の 1 以上としなければならない。

3 受注者が第 1 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 48 条第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の 1 に達するまで、

発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、契約金額の増減が 1,000 万円以内の場合、発注者又は受注者から増減の請求がない場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡の禁止等)

第 5 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工事製品を含む。以下同じ。）のうち第 12 条第 2 項の規定による検査に合格したもの（以下「検査済工事材料」という。）及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保のために供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払い等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第 1 項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第 1 項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、また発注者に書面によりその使途を疎明しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第 6 条 受注者は、工事の全部若しくは主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(一部下請負)

第 7 条 受注者は、工事の一部を下請負に付したときは、下請負人選定一覧届出書を発注者に提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第 8 条 受注者は、工事の施行に特許権その他第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わな

ければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、この工事の施行について自己に代つて指示監督する監督員を選定することができる。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査

(4) 関連する2以上の工事における工程等の調整

3 第2項の規定に基づくほか監督員の指示又は承諾は、原則として、書面によりこれを行わなければならない。

4 受注者は、所定の様式による監督日誌及び材料検査簿を備え、監督員の監督事項又は検査事項を確認し、記載のうえ押印しなければならない。

(現場代理人等)

第10条 受注者は、現場代理人並びに工事現場における工事の施行上の技術的管理をつかさどる主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者（同法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定め、書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。現場代理人、主任技術者又は専門技術者を変更したときも同様とする。ただし、建設業法第26条第3項の工事の場合は、主任技術者を「専任の主任技術者」とし、同法第26条第2項の規定に該当する場合は、主任技術者に代え「監理技術者（同法第26条第4項に規定する特例監理技術者を含む。以下同じ。）」及び「監理技術者補佐（同法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）」とする。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、

この契約に基づく受注者の一切の権限（請負代金の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、次条第1項及び第2項に係る権限並びにこの契約の解除に係るものと除く。）を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を書面により発注者に通知しなければならない。

ければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、この工事の施行について自己に代つて指示監督する監督員を選定することができる。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査

(4) 関連する2以上の工事における工程等の調整

3 第2項の規定に基づくほか監督員の指示又は承諾は、原則として、書面によりこれを行わなければならない。

4 受注者は、所定の様式による監督日誌及び材料検査簿を備え、監督員の監督事項又は検査事項を確認し、記載のうえ押印しなければならない。

(現場代理人等)

第10条 受注者は、現場代理人並びに工事現場における工事の施行上の技術的管理をつかさどる主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者（同法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定め、書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。現場代理人、主任技術者又は専門技術者を変更したときも同様とする。ただし、建設業法第26条第3項の工事の場合は、主任技術者を「専任の主任技術者」とし、同法第26条第2項の規定に該当する場合は、主任技術者に代え「監理技術者（同法第26条第4項に規定する特例監理技術者を含む。以下同じ。）」及び「監理技術者補佐（同法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）」とする。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、

この契約に基づく受注者の一切の権限（請負代金の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、次条第1項及び第2項に係る権限並びにこの契約の解除に係るものと除く。）を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を書面により発注者に通知しなければならない。

4 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（工事関係者に関する措置請求）

第11条 発注者又は監督員は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき監督員の指示に従わない等著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、その交替等必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受理した日から10日以内にその結果を書面により発注者に通知しなければならない。

3 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施工又は管理につき監督員の指示に従わない等著しく不適当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、その交替等必要な措置をとるべきことを求めることができる。この場合においての受注者の措置は、第2項の規定を準用する。

（工事材料の品質及び検査等）

第12条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていないものは、中等以上の品質（営繕工事にあっては、均衡を得た品質）を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

3 監督員は、受注者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

4 第2項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、工事現場に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

6 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第13条 受注者は、設計図書において監督員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、完成後において外面から明視することができない工事及び設計図書において監督員の立会いのうえ施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、工事材料の調合又は工事の施行について、前2項の規定により必

4 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（工事関係者に関する措置請求）

第11条 発注者又は監督員は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき監督員の指示に従わない等著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、その交替等必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受理した日から10日以内にその結果を書面により発注者に通知しなければならない。

3 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施工又は管理につき監督員の指示に従わない等著しく不適当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、その交替等必要な措置をとるべきことを求めることができる。この場合においての受注者の措置は、第2項の規定を準用する。

（工事材料の品質及び検査等）

第12条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていないものは、中等以上の品質（営繕工事にあっては、均衡を得た品質）を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

3 監督員は、受注者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

4 第2項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、工事現場に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

6 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第13条 受注者は、設計図書において監督員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、完成後において外面から明視することができない工事及び設計図書において監督員の立会いのうえ施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、工事材料の調合又は工事の施行について、前2項の規定により必

要とされる監督員の立会い又は見本検査を受けるほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は

工事写真等の記録を整備すべきものと指定したものについては、設計図書で定めるところにより当該記録を整備し、遅滞なくこれを監督員の指示に従い提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第14条 発注者から受注者へ支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 発注者又は監督員は、支給材料又は貸与品を受注者の立会いのうえ検査して引渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果その品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、遅滞なく書面によりその旨を発注者又は監督員に通知しなければならない。

3 受注者は支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者又は発注者の指定する職員に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 発注者は、受注者から第2項後段の規定による通知（監督員に対する通知を含む。）を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、又は第6項の規定により支給材料若しくは貸与品の品質、数量等の変更を行わなければならない。

5 発注者は、前項の規定にかかわらず、受注者に対してその旨を明らかにした書面により当該支給材料又は貸与品の使用を要求することができる。この場合においては、第17条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

6 発注者は、必要があると認めたときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。この場合においては、第17条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

7 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

8 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に關しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る）などがあり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに書面によりその旨を監督員に通知しなければならない。この場合においては、第4項及び第5項の規定を準用する。

9 受注者は、工事の完成、工事内容の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を設計図書で定めるところにより発注者に返還しなければならない。

10 受注者は、自己の故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を

要とされる監督員の立会い又は見本検査を受けるほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は

工事写真等の記録を整備すべきものと指定したものについては、設計図書で定めるところにより当該記録を整備し、遅滞なくこれを監督員の指示に従い提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第14条 発注者から受注者へ支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 発注者又は監督員は、支給材料又は貸与品を受注者の立会いのうえ検査して引渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果その品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、遅滞なく書面によりその旨を発注者又は監督員に通知しなければならない。

3 受注者は支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者又は発注者の指定する職員に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 発注者は、受注者から第2項後段の規定による通知（監督員に対する通知を含む。）を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、又は第6項の規定により支給材料若しくは貸与品の品質、数量等の変更を行わなければならない。

5 発注者は、前項の規定にかかわらず、受注者に対してその旨を明らかにした書面により当該支給材料又は貸与品の使用を要求することができる。この場合においては、第17条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

6 発注者は、必要があると認めたときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。この場合においては、第17条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

7 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

8 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に關しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る）などがあり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに書面によりその旨を監督員に通知しなければならない。この場合においては、第4項及び第5項の規定を準用する。

9 受注者は、工事の完成、工事内容の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を設計図書で定めるところにより発注者に返還しなければならない。

10 受注者は、自己の故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を

納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、支給材料の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第15条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならぬ。この場合において、当該不適合が監督員の指示による等発注者の責めに帰すべき理由によるときは、第17条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

2 監督員は、受注者が第12条第2項若しくは第13条第1項から第3項までの規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。この場合においては、当該検査及び復旧に要する費用は受注者の負担とし、工期を延長することはできない。

(条件変更等)

第16条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面によりその旨を監督員に通知し、その確認を求めるべきである。

- (1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。
- (2) 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符号しないこと及び設計図書に誤り又は脱漏があることを含む。）。
- (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
- (4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を書面により受注者に通知しなければならない。

3 第1項の事実が発注者と受注者の間において確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならぬ。

4 前項の規定により、工事内容の変更又は設計図書の訂正がなされた場合において必要があると認められるときは、発注者と受注者が協議して工期及び請負代金額を変更しなければならない。

(工事の変更、中止等)

第17条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面により工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び第3項に定

納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、支給材料の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第15条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならぬ。この場合において、当該不適合が監督員の指示による等発注者の責めに帰すべき理由によるときは、第17条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

2 監督員は、受注者が第12条第2項若しくは第13条第1項から第3項までの規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。この場合においては、当該検査及び復旧に要する費用は受注者の負担とし、工期を延長することはできない。

(条件変更等)

第16条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面によりその旨を監督員に通知し、その確認を求めるべきである。

- (1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。
- (2) 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符号しないこと及び設計図書に誤り又は脱漏があることを含む。）。
- (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
- (4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を書面により受注者に通知しなければならない。

3 第1項の事実が発注者と受注者の間において確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならぬ。

4 前項の規定により、工事内容の変更又は設計図書の訂正がなされた場合において必要があると認められるときは、発注者と受注者が協議して工期及び請負代金額を変更しなければならない。

(工事の変更、中止等)

第17条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面により工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び第3項に定

めるとこどりにより、工期若しくは請負代金額を変更し、又は必要な費用等を発注者が負担しなければならない。

2 工期又は請負代金額の変更は、発注者と受注者が協議して定める。

3 発注者は、第1項の場合において、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

4 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は第1項の規定により、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第18条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむをえない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第19条 受注者は、工事に支障を及ぼす天候の不良等受注者の責めに帰すことができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、発注者に対してその理由を明らかにした書面により工期の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合における延長日数は、発注者と受注者が協議して書面により定めるものとする。

3 発注者は、第1項の規定に基づく工期延長の請求が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第20条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、受注者に対して書面により工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、発注者と受注者が協議して書面により定めなければならない。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第21条 発注者又は受注者は、工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して書面により請負代金額の変更を求めることができる。

めるとこどりにより、工期若しくは請負代金額を変更し、又は必要な費用等を発注者が負担しなければならない。

2 工期又は請負代金額の変更は、発注者と受注者が協議して定める。

3 発注者は、第1項の場合において、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

4 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は第1項の規定により、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第18条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむをえない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第19条 受注者は、工事に支障を及ぼす天候の不良等受注者の責めに帰すことができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、発注者に対してその理由を明らかにした書面により工期の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合における延長日数は、発注者と受注者が協議して書面により定めるものとする。

3 発注者は、第1項の規定に基づく工期延長の請求が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第20条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、受注者に対して書面により工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、発注者と受注者が協議して書面により定めなければならない。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第21条 発注者又は受注者は、工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して書面により請負代金額の変更を求めることができる。

- 2 前項の規定による請求は、請負契約締結の日から 1 年を経過した後でなければこれを行うことができない。
- 3 発注者又は受注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 4 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者が協議して定める。
- 5 第 1 項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度これを行うことができる。この場合においては、第 2 項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 6 特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、協議により請負代金額を適当な額に変更することを求めることができる。
- 7 前項の特別な要因及び主要な工事材料並びに前項の適当な額の算定の方法は、設計図書で定める。
- 8 工期内にインフレーションその他の予測することのできない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、前各項の規定にかかわらず、発注者と受注者が協議して請負代金額を変更するものとする。
- (臨機の措置)
- 第 22 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者はあらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむをえない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく書面により監督員に通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者が協議して定める。
- (一般的損害)
- 第 23 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損
- 2 前項の規定による請求は、請負契約締結の日から 1 年を経過した後でなければこれを行うことができない。
- 3 発注者又は受注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 4 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者が協議して定める。
- 5 第 1 項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度これを行うことができる。この場合においては、第 2 項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 6 特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、協議により請負代金額を適当な額に変更することを求めることができる。
- 7 前項の特別な要因及び主要な工事材料並びに前項の適当な額の算定の方法は、設計図書で定める。
- 8 工期内にインフレーションその他の予測することのできない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、前各項の規定にかかわらず、発注者と受注者が協議して請負代金額を変更するものとする。
- (臨機の措置)
- 第 22 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者はあらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむをえない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく書面により監督員に通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者が協議して定める。
- (一般的損害)
- 第 23 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損

害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第24条第1項に規定する損害を除く。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。この場合において、火災保険その他の損害を補てんするものがあるときは、発注者と受注者が協議して発注者の負担額を定めるものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第24条 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除くほか、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

2 工事の施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者がこれを負担する。

3 前二項の場合、その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じたときは、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

（天災その他の不可抗力による損害）

第25条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）であって、発注者と受注者の双方の責めに帰すべきものでないもの（以下「天災その他の不可抗力」という。）により、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料又は建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等により補てんされるものを除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を書面により受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、発注者に対して書面により損害額の負担を求めることができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害額の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第12条第2項、第13条第1項若しくは第2項又は第33条第3項の規定による検査又は立会いその他この工事に関する記録等により確認し得るものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取扱いに要する費用の額の合計額（以下本条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところ

害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第24条第1項に規定する損害を除く。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。この場合において、火災保険その他の損害を補てんするものがあるときは、発注者と受注者が協議して発注者の負担額を定めるものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第24条 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除くほか、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

2 工事の施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者がこれを負担する。

3 前二項の場合、その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じたときは、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

（天災その他の不可抗力による損害）

第25条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）であって、発注者と受注者の双方の責めに帰すべきものでないもの（以下「天災その他の不可抗力」という。）により、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料又は建設機械器具に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等により補てんされるものを除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を書面により受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、発注者に対して書面により損害額の負担を求めることができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害額の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事の出来形部分又は通常妥当と認められる工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料若しくは建設機械器具であって第12条第2項、第13条第1項若しくは第2項又は第33条第3項の規定による検査又は立会いその他この工事に関する記録等により確認し得るものに係る額に限る。以下本条において「損害額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところ

により、発注者と受注者が協議して定める。

(1) 工事の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる天災その他の不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の天災その他の不可抗力による損害額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差引いた額」と、「損害合計額」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

7 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用は、発注者がこれを負担する。この場合において、発注者が負担すべき額は、発注者と受注者が協議して定める。

(請負代金額の変更に代える工事内容の変更)

第26条 発注者は、請負代金額を増額すべき場合(費用を負担する場合を含む。)において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額の全部又は一部に代えて工事内容を変更することができる。この場合において、変更すべき工事内容は、発注者と受注者が協議して定める。

(検査及び引渡し)

第27条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を工事完成届により発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ工事の完成を確認するための検査を行わなければならない。ただし、受注者が検査に立会わないときは、発注者のみで検査を行うことができる。

3 発注者は、前項及び第33条第3項の検査に合格したときをもって、当該工事目的物の全部又は一部の引渡しを完了したものとみなす。

4 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに手直しをしなけ

により、発注者と受注者が協議して定める。

(1) 工事の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる天災その他の不可抗力により損害額が累積した場合における第2次以降の天災その他の不可抗力による損害額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差引いた額」として同項を適用する。

7 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用は、発注者がこれを負担する。この場合において、発注者が負担すべき額は、発注者と受注者が協議して定める。

(請負代金額の変更に代える工事内容の変更)

第26条 発注者は、請負代金額を増額すべき場合(費用を負担する場合を含む。)において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額の全部又は一部に代えて工事内容を変更することができる。この場合において、変更すべき工事内容は、発注者と受注者が協議して定める。

(検査及び引渡し)

第27条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を工事完成届により発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ工事の完成を確認するための検査を行わなければならない。ただし、受注者が検査に立会わないときは、発注者のみで検査を行うことができる。

3 発注者は、前項及び第33条第3項の検査に合格したときをもって、当該工事目的物の全部又は一部の引渡しを完了したものとみなす。

4 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに手直しをしなけ

ればならない。手直しを完了したときは、工事手直し完了届を提出し発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、手直しの完了を工事の完成とみなして前 3 項の規定を適用する。これらに要する日数は、遅延日数に算入しないものとする。

5 発注者又は検査員は、第 2 項及び第 4 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、工事目的物を破壊して検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は受注者の負担とする。

(請求代金の支払)

第 28 条 受注者は、前条第 2 項又は第 4 項の検査に合格したときは、書面により請負代金の支払を請求することができる。

発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

2 (部分使用)

第 29 条 発注者は、第 27 条第 3 項（同条第 4 項において適用される場合を含む。）の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の使用により、受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者が協議して定める。

(前払金)

第 30 条 受注者は、保証事業会社と、頭書の工事完成の時期を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、発注者に対して請負代金の 10 分の 4 以内の前払金の支払を、発注者の承認を得て請求することができる。

2 受注者は、第 1 項の規定による前払金を受けた工事であって、次の各号に定める要件の全てに該当する場合には、保証契約を締結して、発注者に対して請負代金の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払を、発注者の認定を受けて請求することができる。

- (1) 請負契約の締結に際し、中間前金払を選択していること。
- (2) 請負金額が 1,000 万円以上であり、かつ、工期が 90 日以上であること。
- (3) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (4) 工程表により、工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- (5) 中間前金払認定請求時において、実施済みの作業に要する経費が、請負金額の 2 分の 1 以上に相当する額であること。

3 受注者は、保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を発注者に寄託

ればならない。手直しを完了したときは、工事手直し完了届を提出し発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、手直しの完了を工事の完成とみなして前 3 項の規定を適用する。これらに要する日数は、遅延日数に算入しないものとする。

5 発注者又は検査員は、第 2 項及び第 4 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、工事目的物を破壊して検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は受注者の負担とする。

(請求代金の支払)

第 28 条 受注者は、前条第 2 項又は第 4 項の検査に合格したときは、書面により請負代金の支払を請求することができる。

発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

2 (部分使用)

第 29 条 発注者は、第 27 条第 3 項（同条第 4 項において適用される場合を含む。）の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の使用により、受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者が協議して定める。

(前払金)

第 30 条 受注者は、保証事業会社と、頭書の工事完成の時期を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、発注者に対して請負代金の 10 分の 4 以内の前払金の支払を、発注者の承認を得て請求することができる。

2 受注者は、第 1 項の規定による前払金を受けた工事であって、次の各号に定める要件の全てに該当する場合には、保証契約を締結して、発注者に対して請負代金の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払を、発注者の認定を受けて請求することができる。

- (1) 請負契約の締結に際し、中間前金払を選択していること。
- (2) 請負金額が 1,000 万円以上であり、かつ、工期が 90 日以上であること。
- (3) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (4) 工程表により、工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- (5) 中間前金払認定請求時において、実施済みの作業に要する経費が、請負金額の 2 分の 1 以上に相当する額であること。

3 受注者は、保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を発注者に寄託

しなければならない。

4 発注者は、第1項及び第2項の規定による請求を承認したときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。

5 受注者は、請負代金額が減額した場合において、受領済みの前払金が減額後の請負代金額の10分の5(中間前払金を支払っている場合においては、10分の7)を超えるときは、その減額のあった日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第33条又は第34条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

6 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5(中間前払金を支払っている場合においては10分の7)の額を差引いた額を返還しなければならない。

7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、第5項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第31条 受注者は、工期を延長した場合には直ちに、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、前条第5項の規定により請負代金額を減額した場合又は工期を短縮した場合において、保証契約を変更したときは、受注者は、変更後の保証証書を遅滞なく発注者に寄託しなければならない。

(前払金の使用等)

第32条 受注者は、前払金及び中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

2 受注者が前項の規定に違反したときは、発注者は前払金及び中間前払金の全部又は一部を返還させることができる。この場合において、発注者は、返還すべき金額について前払金又は中間前払金を支払った日から返還の日までの日数に応じ、第30条第7項の率の割合で計算した額の違約金を徴収することができる。

(部分払)

第33条 受注者は、契約締結時に部分払を選択している場合においては、工事の完成前に、工事の出来形部分及び検査済み工事材料に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求する

しなければならない。

4 発注者は、第1項及び第2項の規定による請求を承認したときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。

5 受注者は、請負代金額が減額した場合において、受領済みの前払金が減額後の請負代金額の10分の5(中間前払金を支払っている場合においては、10分の7)を超えるときは、その減額のあった日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第33条又は第34条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

6 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5(中間前払金を支払っている場合においては10分の7)の額を差引いた額を返還しなければならない。

7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、第5項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第31条 受注者は、工期を延長した場合には直ちに、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、前条第5項の規定により請負代金額を減額した場合又は工期を短縮した場合において、保証契約を変更したときは、受注者は、変更後の保証証書を遅滞なく発注者に寄託しなければならない。

(前払金の使用等)

第32条 受注者は、前払金及び中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

2 受注者が前項の規定に違反したときは、発注者は前払金及び中間前払金の全部又は一部を返還させることができる。この場合において、発注者は、返還すべき金額について前払金又は中間前払金を支払った日から返還の日までの日数に応じ、第30条第7項の率の割合で計算した額の違約金を徴収することができる。

(部分払)

第33条 受注者は、契約締結時に部分払を選択している場合においては、工事の完成前に、工事の出来形部分及び検査済み工事材料に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求する

ことができる。ただし、この請求は、工期中頭書の回数以内とし、毎月1回を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、契約時に中間前金払を選択している場合であっても、工期が2会計年度以上に及ぶ契約における年度末の事業費精算に係る部分払はこの限りでない。

3 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る工事の出来形部分又は検査済み工事材料の確認のための検査を書面により発注者に求めなければならない。この場合において、発注者は、遅滞なくその確認をするための検査を行わなければならない。

4 第27条第5項の規定は、前項の検査について準用する。

5 受注者は、第3項の規定による検査があったときは、書面により部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求のあった日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払を請求できる額は、第30条第1項の規定による前払金の支払を受けている場合においては、第1項の額から、前払金額に第1項の請負代金相当額部分の工事全体に対する割合を乗じて得た金額を控除した額とし、前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、部分払金額を差し引いた額とするものとし、次の式により算定する。ただし、本条第2項の規定による部分払にあっては、次の式における「前払金支払額」を「前払金支払額と中間前払金支払額の合計」と読み代えるものとする。

$$\text{第1項の請負代金相当額} = \text{出来高設計金額} \times \frac{\text{請負代金}}{\text{設計金額}}$$

$$\text{部分払金の額} \leq (\text{第1項の請負代金相当額} \times \frac{9}{10} - \text{部分払金額}) - \text{前払金支払額} \times \frac{\text{第1項の請負代金相当額}}{\text{請負金額}}$$

(部分引渡し)

第34条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立つて引渡しを受けることを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該部分の工事が完了したときについては、第27条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第28条中「請負代金」とあるのは「指定部分に相応する請負代金」と読替えて、これらの規定を準用する。

2 指定部分の引渡しに応じて指定部分に相応する請負代金として請求できる金額は、前条の規定を準用する。

(保管の義務)

第35条 受注者は、第27条第3項の規定による工事目的物の一部の引渡しを行った場合においても、工事目的物の全部の引渡しが完了するまでの間は、受注者は当該出来形部分について保管の責めを負うものとする。ただし、発注者の責め

ことができる。ただし、この請求は、工期中頭書の回数以内とし、毎月1回を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、契約時に中間前金払を選択している場合であっても、工期が2会計年度以上に及ぶ契約における年度末の事業費精算に係る部分払はこの限りでない。

3 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る工事の出来形部分又は検査済み工事材料の確認のための検査を書面により発注者に求めなければならない。この場合において、発注者は、遅滞なくその確認をするための検査を行わなければならない。

4 第27条第5項の規定は、前項の検査について準用する。

5 受注者は、第3項の規定による検査があったときは、書面により部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求のあった日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払を請求できる額は、第30条第1項の規定による前払金の支払を受けている場合においては、第1項の額から、前払金額に第1項の請負代金相当額部分の工事全体に対する割合を乗じて得た金額を控除した額とし、前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、部分払金額を差し引いた額とするものとし、次の式により算定する。ただし、本条第2項の規定による部分払にあっては、次の式における「前払金支払額」を「前払金支払額と中間前払金支払額の合計」と読み代えるものとする。

$$\text{第1項の請負代金相当額} = \text{出来高設計金額} \times \frac{\text{請負代金}}{\text{設計金額}}$$

$$\text{部分払金の額} \leq (\text{第1項の請負代金相当額} \times \frac{9}{10} - \text{部分払金額}) - \text{前払金支払額} \times \frac{\text{第1項の請負代金相当額}}{\text{請負金額}}$$

(部分引渡し)

第34条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立つて引渡しを受けることを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該部分の工事が完了したときについては、第27条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第28条中「請負代金」とあるのは「指定部分に相応する請負代金」と読替えて、これらの規定を準用する。

2 指定部分の引渡しに応じて指定部分に相応する請負代金として請求できる金額は、前条の規定を準用する。

(保管の義務)

第35条 受注者は、第27条第3項の規定による工事目的物の一部の引渡しを行った場合においても、工事目的物の全部の引渡しが完了するまでの間は、受注者は当該出来形部分について保管の責めを負うものとする。ただし、発注者の責め

に帰すべき理由により生じた場合は、この限りでない。

(第三者による代理受領)

第36条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができます。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第28条（第34条において準用する場合を含む。）又は第33条の規定に基づく支払をしなければならない。

(契約不適合責任)

第37条 引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者は、受注者に対し、目的物の修理又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法によることができる。

3 第1項の規定による履行の追完は、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく直ちに請負代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第38条 発注者は、工事が完成するまでの間、次条又は第40条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 第45条第1項から第3項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。ただし、第45条第3項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(発注者の催告による解除権)

に帰すべき理由により生じた場合は、この限りでない。

(第三者による代理受領)

第36条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができます。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第28条（第34条において準用する場合を含む。）又は第33条の規定に基づく支払をしなければならない。

(契約不適合責任)

第37条 引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者は、受注者に対し、目的物の修理又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法によることができる。

3 第1項の規定による履行の追完は、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく直ちに請負代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第38条 発注者は、工事が完成するまでの間、次条又は第40条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 第45条第1項から第3項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。ただし、第45条第3項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(発注者の催告による解除権)

第39条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。

(3) 工期内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 正当な理由がないのに、第37条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第40条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除去した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 暴力団（津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号。以下「排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この条について同じ。）が経営に実質的に関与しているとみられる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第42条又は第43条の規定によらないで契約の解除を申出たとき。

第39条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。

(3) 工期内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 正当な理由がないのに、第37条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第40条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除去した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 暴力団（津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号。以下「排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この条について同じ。）が経営に実質的に関与しているとみられる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第42条又は第43条の規定によらないで契約の解除を申出たとき。

(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、そのいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員等（排除条例第2条第3号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

削る

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているとき。

ト 暴力団員を雇用・使用していた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該被雇用（使用）者の解雇を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

チ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからへまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受注者が、イからへまでのいずれかに該当するものを下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（チに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第41条 第39条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第42条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除できる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社

(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、そのいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（排除条例第2条第3号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

新設

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているとき。

ト 暴力団員を雇用・使用していた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該被雇用（使用）者の解雇を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

チ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからへまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受注者が、イからへまでのいずれかに該当するものを下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（チに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第41条 第39条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第42条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除できる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社

会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第43条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第17条第1項の規定により工事内容を変更したため、請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第17条第1項の規定による工事の施工の中止期間が工期の3分の2(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

2 第45条第1項から第3項まで及び第38条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。ただし、第45条第3項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第44条 第42条又は前条第1項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第45条 発注者は、工事の完成前に契約が解除された場合においては、工事の出来形部分を検査のうえ当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額を受注者に支払わなければならない。

2 第27条第5項の規定は、前項の検査について準用する。

3 第1項の場合において、第30条の規定による前払金及び中間前払金の支払があったときは、当該前払金の額(第33条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を第1項の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、その余剰額に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ第30条第7項の率の割合で計算した額の利息を付して発注者に返還しなければならない。

第46条 工事の完成前に契約が解除された場合においては、受注者は、次項以下に定める措置をとらなければならない。

2 第14条の規定による貸与品があるときは、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 第14条の規定による支給材料があるときは、工事の出来形として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しく

会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第43条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第17条第1項の規定により工事内容を変更したため、請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第17条第1項の規定による工事の施工の中止期間が工期の3分の2(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

2 第45条第1項から第3項まで及び第38条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。ただし、第45条第3項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第44条 第42条又は前条第1項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第45条 発注者は、工事の完成前に契約が解除された場合においては、工事の出来形部分を検査のうえ当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額を受注者に支払わなければならない。

2 第27条第5項の規定は、前項の検査について準用する。

3 第1項の場合において、第30条の規定による前払金及び中間前払金の支払があったときは、当該前払金の額(第33条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を第1項の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、その余剰額に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ第30条第7項の率の割合で計算した額の利息を付して発注者に返還しなければならない。

第46条 工事の完成前に契約が解除された場合においては、受注者は、次項以下に定める措置をとらなければならない。

2 第14条の規定による貸与品があるときは、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 第14条の規定による支給材料があるときは、工事の出来形として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しく

はき損したとき、又は工事の出来形検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 工事用地等に、その所有に属する工事材料、建設機械器具、工事仮設物その他の物件（下請負人の所有に属するこれらの物件及び前2項の貸与品又は支給材料のうち発注者に返還しないものを含む。）があるときは、これを搬出するとともに、工事用地等を原状に復して発注者に明渡さなければならぬ。

5 前項の場合において、受注者が正当な理由がないのに、一定の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地等を原状に復さないときは、発注者は、受注者に代って当該物件を処分し、工事用地等を原状に復すことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分等について異議を申出することができないとともに、発注者のこれに要した費用を負担しなければならない。

6 第2項から第4項までに規定する受注者のるべき措置の期限、方法等について、契約の解除が第39条、第40条又は第48条第3項の規定によるときは発注者が定め、第38条、第42条又は第43条の規定によるときは、発注者と受注者が協議して定める。

7 第38条、第39条若しくは第40条若しくは第42条又は第43条若しくは第47条第3項の規定により契約を解除するときは、書面により速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。この場合において、受注者の住所が不明その他やむをえない理由により契約解除の通知ができないときは、発注者は、津山市の掲示場に掲示して通知に代えることができる。

第47条 工事の完成後に契約が解除された場合においては、解除に伴い生じる事項の処理については発注者と受注者が民法の規定にしたがって協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期内に工事を完成することができないとき。

(2) この工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第39条又は第40条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第39条又は第40条の規定により、工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責

はき損したとき、又は工事の出来形検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 工事用地等に、その所有に属する工事材料、建設機械器具、工事仮設物その他の物件（下請負人の所有に属するこれらの物件及び前2項の貸与品又は支給材料のうち発注者に返還しないものを含む。）があるときは、これを搬出するとともに、工事用地等を原状に復して発注者に明渡さなければならぬ。

5 前項の場合において、受注者が正当な理由がないのに、一定の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地等を原状に復さないときは、発注者は、受注者に代って当該物件を処分し、工事用地等を原状に復すことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分等について異議を申出することができないとともに、発注者のこれに要した費用を負担しなければならない。

6 第2項から第4項までに規定する受注者のるべき措置の期限、方法等について、契約の解除が第39条、第40条又は第48条第3項の規定によるときは発注者が定め、第38条、第42条又は第43条の規定によるときは、発注者と受注者が協議して定める。

7 第38条、第39条若しくは第40条若しくは第42条又は第43条若しくは第47条第3項の規定により契約を解除するときは、書面により速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。この場合において、受注者の住所が不明その他やむをえない理由により契約解除の通知ができないときは、発注者は、津山市の掲示場に掲示して通知に代えることができる。

第47条 工事の完成後に契約が解除された場合においては、解除に伴い生じる事項の処理については発注者と受注者が民法の規定にしたがって協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期内に工事を完成することができないとき。

(2) この工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第39条又は第40条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第39条又は第40条の規定により、工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責

めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、工期経過後相当の期間内に完成する見込みがあるときは、発注者は認められる範囲内で、受注者から遅延料を徴収して工期を延長することができる。

6 前項の遅延料の額は、請負代金額から引渡し部分に相応する請負代金額を控除した額に、遅延日数1日につき1,000分の2を乗じて得た額以内の額とする。

7 第2項の場合(第40条第9号及び第11号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第49条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第42又は第43条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(契約不適合責任期間等)

第50条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第27条第3項(第34条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しのとき、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、

めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、工期経過後相当の期間内に完成する見込みがあるときは、発注者は認められる範囲内で、受注者から遅延料を徴収して工期を延長することができる。

6 前項の遅延料の額は、請負代金額から引渡し部分に相応する請負代金額を控除した額に、遅延日数1日につき1,000分の2を乗じて得た額以内の額とする。

7 第2項の場合(第40条第9号及び第11号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第49条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第42又は第43条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(契約不適合責任期間等)

第50条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第27条第3項(第34条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しのとき、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、

その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等をすることができる。

3 前 2 項の規定による請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第 1 項又は第 2 項に規定する請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、遅滞なく書面によりその旨を受注者に通知しなければ当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指示の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第 51 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下同じ。）等を設計図書で定めるところにより火災保険その他の保険に付さなければならぬ。

2 火災保険に付する時期、期間、金額、保険会社等については、発注者と受注者が協議して定める。

3 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく発注者に提示しなければならない。

4 受注者は、工事目的物及び工事材料等を、第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 52 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定

その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等をすることができる。

3 前 2 項の規定による請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第 1 項又は第 2 項に規定する請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、遅滞なく書面によりその旨を受注者に通知しなければ当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指示の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第 51 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下同じ。）等を設計図書で定めるところにより火災保険その他の保険に付さなければならぬ。

2 火災保険に付する時期、期間、金額、保険会社等については、発注者と受注者が協議して定める。

3 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく発注者に提示しなければならない。

4 受注者は、工事目的物及び工事材料等を、第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 52 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定

する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで第30条第7項の率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額及び第4条の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき前項の率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第53条 この契約書の各条項において、発注者と受注者が協議して定めるものにつき協議が整わない場合その他この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

第54条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

2 前項の紛争を解決するため要する費用の負担については、発注者と受注者が協議して定める。

(補 則)

第55条 この契約書（変更契約書を含む。）の作成に必要な費用は、すべて受注者の負担とする。

第56条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで第30条第7項の率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額及び第4条の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき前項の率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第53条 この契約書の各条項において、発注者と受注者が協議して定めるものにつき協議が整わない場合その他この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

第54条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

2 前項の紛争を解決するため要する費用の負担については、発注者と受注者が協議して定める。

(補 則)

第55条 この契約書（変更契約書を含む。）の作成に必要な費用は、すべて受注者の負担とする。

第56条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。